

# 特許ニュース

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ月61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和2年 10月 14日 (水)  
(2020年)

No. 15273 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

## 目次

## ☆知財の常識・非常識 ②⑧

機微技術管理の国際動向と留意点……………(1)

☆特許庁人事異動……………(11)

## 知財の常識・非常識 ②⑧

## 機微技術管理の国際動向と留意点

桜坂法律事務所

弁護士 林 いづみ

## 1. はじめに

2017年12月に米国政府が発表した「国家安全保障戦略」は、米中対立を、単なる通商摩擦や経済力競争を超えた“great power competition”、覇権争いと位置付けている。日本政府も、WTOを中心とする国際協調主義を基調としつつ、「安全保障と一体となった経済政策」が必要であるとの観点から、外為

法の改正や、国際的な機微技術管理等の在り方の動向及び我が国の今後の対応についての中間報告（経済産業省産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会。2019年10月8日）を取りまとめなどの諸政策を講じている。

本稿では、これらの概要を紹介し、日本の企業及び大学等研究機関における取組上の留意点について



## 創業1923年 杉村萬国特許法律事務所 SUGIMURA & Partners

代表弁理士 杉村 嘉司 代表弁護士 杉村 光嗣\*

塙中 哲雄	澤田 達也	富田 和幸	下地 健一	大倉 昭人	岡本 岳*	深津 拓寛*	野崎 智裕*
栗野 晴夫	河合 隆慶	鈴木 治	福尾 誠	齋藤 勝一	吉田 意悟	山口 雄輔	中山 健一
村松 由布子	寺嶋 勇太	結城 仁美	川原 敬祐	岡野 大和	前田 勇人	坪内 伸	中原 秀俊
太田 昌宏	吉澤 雄郎	小松 靖之	伊藤 怜愛	片岡 憲一郎	田中 達也	高橋 林太郎	福井 敏夫
酒匂 健吾	柿沼 正樹	神 紘一郎	坂本 見太郎	西尾 隆弘	石川 雅章	永久保 宅哉	色部 曜義
門田 信尚也	加藤 雄一郎	朴 瑛哲	眞龍 清志	石井 裕充	藤本 一	鈴木 俊樹	内海 一成
市枝 信之	君塚 納美	井上 高雄	辻 啓太	塩川 未久	橋本 大佑	鈴木 麻菜美	大島 かおり
田中 瞳美	宮谷 昂佑	高 暁	鈴木 裕貴	Stephen Scott***	水間 章子	貴志 浩充	山本 瞞也
鹿山 昌代	北村 勝吾	伊藤 佐保子	高坂 晶子	山崎 誠	Eric邦夫Morton**	高井 良一	小山 祐*
長嶺 晴佳	杉原 あずさ	福村 直久	佐々田 洋一	木下 直俊	高倉 美ゆき	駒木 寛隆*	時井 真*

\* 弁護士  
\*\* 米国弁護士  
\*\*\* 歐州弁護士

所属200名うち弁理士79名、弁護士6名、米国弁護士1名、欧州弁護士1名

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners  
電話: 03-3581-2241(代表) FAX: 03-3580-0506 URL: <https://sugimura.partners/>

述べる。グローバルなサプライチェーンや国際的なオープンイノベーションを阻害せずに、どのように機微技術の管理を行っていくかは難しい課題であるが、適切に対処しなければ存立に関わる課題に直面していることを認識する必要がある。

## 2. 中国の動向

2001年の中国WTO加盟後の自由資本主義体制への非対称的な組み入れは、西側価値観への収斂という期待に繋がらず、むしろ、中国における「軍民融合」の加速や、国有企業保護、知的財産権・データの不当な入手といった、国主導の経済政策（国家資本主義）への懸念が拡大している。こうした中国の価値観は、第二次世界大戦後に欧米主導で築かれてきた自由資本主義（国家管理経済体制の否定）の価値観とは異質であり、両者の価値観の対立の深刻さは、冷戦時に劣らず、1930年代に匹敵するともいわれている。

### (1) 軍民融合

2015年5月、中国の習近平（シー・ジンピン）指導部は、「中国製造2025」<sup>1</sup>と題する産業政策を発表した。これは、軍事・民間の融合を促進して、製造業の水準を引き上げる戦略（軍民融合戦略）のもと、次世代情報技術、新エネルギー車、ロボット、新材料、バイオ医薬など、10の重点分野と23の品目を設定し、製造業の高度化を目指すもので、建国100年を迎える49年に「世界の製造強国の先頭グループ入り」を目指す長期戦略の根幹となる。

「中国製造2025」は、軍事力強化のために、海外の先端技術を導入した民生技術を活用することをうたっている。「民生技術」といっても、炭素繊維や工作機械、パワー半導体など、民生技術でも機微な（センシティブな）技術は広範に軍事分野に活用されており、「軍民両用（デュアル・ユース）」の重要性が世界的に高まっている。例えば、炭素繊維は、ウラン濃縮用の高性能遠心分離機やミサイルの構造材料に不可欠だが、中国から輸出しようとすると、中国当局から輸出審査において企業秘密にあたる技術情報の提出を要求されることが懸念されている<sup>2</sup>。

### (2) 国有企業保護

中国は、政府系産業投資基金から莫大な政府資金を投入して、先端技術の国産化を推進（例えば国家集積回路産業投資基金から半導体集積回路関連企業に、毎年40億ドル規模を投資）したり、輸出管理規制法案（米国型の再輸出規制の導入、レアースの輸出制限、過剰な技術開示要求、国外での検査実施）を制定し、さらに、追加関税の賦課（対米輸入約1,530億ドルのうち、約1,100億ドル（約72%）に最大25%の報復関税を賦課済み（第1弾～第3弾）。第4弾として750億ドルの一部に最大10%の報復関税を発動。）を進めている<sup>3</sup>。

### (3) 知的財産権・データの不当な入手

さらに、中国は、サイバーセキュリティ法（インターネット安全法）や国家情報法などにより、企業秘密のソースコードの開示要請、特定の規格・暗号の強制、外資による中国内のデータの持出を制限している。

#### ① サイバーセキュリティ法

中国は、2017年6月1日からサイバーセキュリティ法を施行し、ネットワーク製品の国家規格適合義務や、重要データの国内保存義務付けている<sup>4</sup>。同法は、米国による中国製情報通信企業の排除に対抗するもので、これを使って米国企業を排除することも予想される。

さらに、2020年6月1日からは、IT機器を調達する際に安全保障の審査を行う「サイバーセキュリティ審査弁法」が施行されている。審査対象は①政府機関およびエネルギー、金融、交通、水利、衛生医療、教育、社会保険、環境保護、公共事業などの業界・分野の組織、②通信ネットワーク、ラジオ・テレビネットワーク、インターネットなどの情報ネットワーク、およびクラウドコンピューティング、ビッグデータその他の大型の公共情報ネットワークサービスを提供する組織、③国防科学技術工業、大型設備、化学工業、食品・薬品などの業界・分野の科学研究生産組織、④ラジオ局、テレビ局、通信社などのニュースの採集・制作・公開・経営を扱う組織と、広汎である。重要情報インフラの運営者は、「国家インターネット情報弁公室」の「サイバーセキュリティ審査弁公室」へ、締結予定の契約

案等の必要資料を添付して、サイバーセキュリティ審査の申請を行うべきとされている。

## ②国家情報法

2017年6月27日、中国は、国の情報活動に関する基本方針とその実施体制、情報機関とその要員の職権等について定める「国家情報法」を公布し（翌28日施行）、同法7条では、国民・組織に対して、国のインテリジェンス活動に対する協力等が義務づけられている<sup>5</sup>。

## 3. 米国の動向

米国政府は、このような中国の動向を「脅威」と捉え、民主党も含む超党派の支持の下で、貿易赤字解消のための関税賦課と、技術覇権確保に取り組んでいる。

### (1) 貿易赤字解消のための追加関税

米中対立の事態は2019年に泥沼化し、米中双方が互いのほぼ全輸入品に追加関税を課すことを表明するに至っている。関税は中国企業だけでなく、中国で生産してアメリカに輸出している各国企業にも適用されるため、サプライチェーンを通して世界経済に大きな悪影響がある。米国は、対中輸入約5,400億ドルのうち、約2,500億ドル（約46%）に25%の関税を賦課し（第1弾～第3弾）、第4弾として1200億ドルに15%の対中関税を発動した。12月15日から残る1600億ドルにも関税を課すとしていたが、12月13日、前者は7.5%に引き下げ、後者は無期限に延期すると発表した。その後も双方の攻防が続いているが、2020年8月11日、米国通商代表部（USTR）は、発動済みの対中追加関税のリスト3（対中輸入額2,000億ドル相当の5,745品目）の一部について、適用除外の延長を発表（ただし延長措置の有効期間は、2020年8月7日から12月31日まで）。

### (2) 技術覇権の確保

世界的に、技術優位性の毀損や技術の脆弱性が安全保障上の懸念であるとの位置づけの下、安全保障を理由とする機微技術の流出防止策や自国産業を中心に据えた産業政策が拡大している。特に、米国は、前記の関税賦課と併せて、2019年国防授權法の下での防衛産業政策の拡大、外国投資リ

スク審査近代化法（FIRRMA）、輸出管理改革法（ECRA）の施行、ファーウェイ（Huawei）社関連企業のEntity List掲載等サイバーセキュリティ関連施策の導入等、技術覇権確保に取り組んでいる。

### ① 外国投資リスク審査近代化法（Foreign Investment Risk Review Modernization Act(FIRRMA)による投資管理の強化）

米国は、1988年包括通商・競争力強化法のいわゆる「エクソン・フロリオ条項」により、1950年国防生産法を改正し、「外国人による米国企業の合併・株式等の取得・買収であって、その支配に繋がりうる取引等」について、安全保障上の脅威と信じるに足る確かな証拠がある場合、大統領に、当該取引を停止または禁止できる権限（遡及効あり）を与えていた<sup>6</sup>。

2018年8月に成立した外国投資リスク審査近代化法（FIRRMA）は、対米外国投資委員会（CFIUS）の機能を強化するものであり、CFIUSの考慮要素となる「重要技術（critical technologies）」の定義を広げ、将来的に米国の技術優位を形作る「エマージング技術（未成熟だが先進的かつ革新的な技術）・基盤技術」（emerging and foundational technologies）〔表1〕も含めるとともに、重要技術について事前審査義務化し、小規模ベンチャー投資も審査対象とした<sup>7</sup>。

### ② 輸出管理改革法（ECRA : Export Control Reform Act）：

米国製の製品、部品、技術、ソフトウェアが、米国から輸出される際に、仕向地、使用者、輸出貨物・提供技術の種類等により規制を受ける。「エマージング技術・基盤技術（emerging and foundational technologies）」の管理強化を導入。広範なエマージング技術を輸出管理の対象に追加（当該技術は投資管理の事前審査対象にも指定）。なお、同法の下位規則である輸出管理規則（Export Control Administration Act）には、米国から輸出された先からの再輸出の規制もあり、共同研究の成果などで米国原産技術の付加価値比率が一定以上の場合はこの規制が適用されるケースがある（域外適用）。

### ③ ファーウェイ社及び関連会社に対する規制

中国は、産業政策「中国製造2025」で半導体を最重要産業と位置付け、半導体の自給率7割を掲げ、米インテルや韓国サムスン電子の半導体工場を誘致している。半導体製造装置産業は現状では、米国、オランダ、日本の企業にシェアが集中し市場を寡占しているものの、中国は前記のとおり、強力な国家資本主義のもとで「海亀政策」などの海外留学・就職人材の利用を含め、国内産業育成に力をいれて追い上げている。危機感を強める米国は、2019年5月以来、ファーウェイ、ZTE等の政府調達からの排除、ファーウェイに対する米国からの輸出や米国製品の再輸出の禁止などの対策を矢継ぎ早に発表しており、2020年9月15日に猶予期間が終わり、米国技術を使った半導体や装置のファーウェイ向け輸出が事実上難しくなったといわれている。

### (3) 防衛産業政策の拡大

米国は、2019年度国防授權法 (National Defense Authorization Act 2019) により、国防予算を、過去10年間で最大規模の総額7380億ドルに拡大(2020会計年度予算 (前年比約200億ドル増) し、最先端技術 (AI、量子技術、超音速、宇宙、サイバー、指向性エネルギー等) のR&Dを推進している<sup>8</sup>。

### (4) 機微技術流出対策

近年、諸外国においてエマージング技術を国際レジームで規制の対象とする等、技術管理を強化

する動きがある。特に、米国では、エマージング技術、基盤技術の規制を強化する動きが具体的に進んでいる。2018年11月～2019年1月、米国商務省はエマージング技術に関し14の技術分野を提示し、2019年5月23日、ワッセナーレンジメント合意<sup>9</sup>に基づき、次世代量子暗号技術、電磁パルス (EMP) 対策ソフトウェア等の新興技術5品目を先行規制 (日本も同様の規制強化のため政省令改正し、2020年1月22日施行)。商務省は、2020年1月、地理空間画像分析の自動化ソフトウェア (AI関連) の暫定規制案を公表し意見募集を開始。今後、他の個別技術についても順次、規制案の意見募集がされる見込みである。

## 4. 欧州の動向

### (1) 輸出管理強化

欧州においても、輸出管理強化、中国製品の政府調達の制限、サイバーセキュリティの強化、政府が国内重要産業に巨額資金を投入するなど、各國は安全保障と経済を一体と捉えた自国産業中心とした産業政策を推進している。

例えば、フランスは、デジタル分野への政府支援強化を進めている。従来から、重要セクター(電力、航空機、自動車、半導体等) では、仏国政府が相当程度の影響力を保有しており、さらに製造業のデジタル化促進政策(総額5億ユーロの拠出) や人工知能の研究開発に関する国家計画(4年間で総額6億6,500万ユーロの投資) を表明している。また、ドイツは、「国家産業戦略2030」(産業競争力を強化するための政策) として、「税をはじめ

【表1：エマージング技術14分野】

(1) バイオテクノロジー	(8) 補給関連技術
(2) AI・機械学習	(9) 付加製造技術 (3Dプリンタ等)
(3) 測位技術 (Position, Navigation, and Timing)	(10) ロボティクス
(4) マイクロプロセッサー	(11) ブレインコンピュータインターフェース
(5) 先進コンピューティング	(12) 極超音速
(6) データ分析	(13) 先端材料
(7) 量子情報・量子センシング技術	(14) 先進セキュリティ技術 (advanced surveillance)

とする産業の枠組み条件の改善」、「技術革新の強化」、「技術的自立性の保護」の3つの柱を提示している。

## (2) 投資管理制度強化の動向

EUでは、全体では投資管理制度が未整備な国が存在する一方で、EU加盟国間の情報交換枠組みの規定を盛り込んだ新規則が2019年4月10日に発効した。これによりEU加盟国間の投資管理に関する情報交換枠組みを構築し、重要インフラ・技術(AI・ロボット・半導体・サイバーセキュリティ等)を審査考慮要素へ追加している。

また、ドイツ、英国、フランス等は、対内直接投資を通じた機微技術の流出を防ぐため、投資管理を強化している。

◆ドイツ：2017年7月改正済。事前届出業種の拡大(武器、軍用エンジン等に加え、武器用製造装置、軍用設計品(電子機器、映像機器等)を追加)、事後審査対象として、サイバー技術、重要インフラ等を明記し重点審査化等を実施。

◆英国：2018年6月11日、2002年企業法を改正し投資規制を強化。武器技術・高度デュアルユース品、サイバーセキュリティ(量子技術、汎用コンピュータ)について、審査対象を拡大。2018年7月には、国家安全保障と投資ということで、既存の企業法の改正ではなく、諸外国の投資管理の枠組みと揃えるべく、全く新しい国家安全保障のための投資管理の枠組みをパブリックコメントに付したところ。

◆フランス：2018年6月18日、投資規制の強化を含んだ「企業の成長及び変革に関する法案(PACTE法案)」を閣議決定。このうち投資管理に関する第55条が、10月に国民議会で採択。12月規制対象業種を拡大する政令が成立。戦略業種(半導体、宇宙、ドローン並びに安全保障に関係するAI、サイバーセキュリティ、ロボティクス、大規模データストレージ等)を審査対象に追加。また違反に対する制裁を強化。

## 5. 我が国の「安全保障と一体となった経済政策」

我が国としては、上記のような米中覇権争いの中

では、WTOを中心とする国際協調主義を基調としつつ、「安全保障と一体となった経済政策」が必要であるとの観点から、「産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会一中間報告」(2019年10月8日)<sup>10</sup>において、外為法の改正による対内直接投資管理制度の見直し、輸出管理制度の見直し、機微技術管理の視点からの外国人の受け入れ審査の実施、研究開発における区分に応じた技術管理などの方向性を示している。

### (1) 対内直接投資管理

2020年5月28日に施行された「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」及び関連改正政省令・告示は2020年6月7日に全面適用となった。今般の改正においては、以下のとおり、規制対象行為や規制対象業種を拡大している。

①事前届出の対象の見直し：上場会社の株式・議決権の取得時事前届出の閾値が10%から1%に引き下げられるとともに、(A) 外国投資家自ら又はその密接関係者の役員就任の議案及び(B) 指定業種に属する事業の譲渡・廃止の議案に賛成の議決権を行使する行為も、新たに事前届出の対象に追加。

②取得時事前届出免除制度の導入：一定の基準の遵守を前提に株式取得時の事前届出を免除することで、審査に付される取引の数を絞り込む。一般の外国投資家が同制度を利用する際には、(i) 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しないこと、(ii) 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しないこと、及び(iii) 指定業種に属する事業に係る非公開の技術情報にアクセスしないこと、の3つの基準を遵守する必要がある。指定業種のうち、武器や航空機、原子力関連の製造業、電力業及び通信業等、国の安全等を損なうおそれが大きい特定業種は「コア業種」に指定され、投資先の会社がコア業種に属する事業を営んでいる場合には、投資先が非上場会社であれば同制度を利用できず、投資先が上場会社であれば、一般的の外国投資家は、上記(i)から(iii)に加えて、(iv)コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しないこと、及び(v) コア業種に属する事業に

関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わないこと、の2つの上乗せ基準も遵守しない限り、同制度を利用できない。

なお、新型コロナウイルス感染症の蔓延を踏まえて、2020年6月15日、感染症に対する医薬品に係る製造業及び高度管理医療機器に係る製造業がコア業種に追加された(2020年7月15日以降に行う対内直接投資等から適用)。

## (2) 安全保障貿易管理(エマージング技術、基盤技術への管理対象の拡大)

安全保障貿易管理は、「貨物の輸出」のみならず、産学官連携などで実施される「技術の提供」も管理対象となり、特定の取引や行為の際には、経済産業大臣の許可が必要となる。「特定の取引や行為」とは、1)居住者から非居住者に提供することを目的とする取引、2)技術の提供者や相手先が居住者であっても、外国において提供することを目的とする取引、3)外国において提供することを目的として、USB等で持ち出す行為、4)電子データを外国に送信する行為を行おうとする行為、をいう。

なお、経済産業省の安全保障貿易管理HPでは、安全保障貿易管理制度の概要、輸出許可申請の手順、リスト規制に係る該非判定の流れ等を紹介している<sup>11</sup>。

### 【参考】

#### 「輸出者等遵守基準」(2010年4月1日施行)

業として輸出・技術提供を行う者(輸出者等)は、輸出者等遵守基準に従って、適切な輸出・技術提供を行う(外為法第55条の10第4項)。安全保障上機微な特定重要貨物(リスト規制品)等を扱う輸出者等はI及びIIの基準を、扱わない輸出者等はIの基準のみを、遵守する必要がある。

#### 「輸出管理内部規程」(CP:Compliance Program)

輸出や技術提供について一連の手続を規定するとともに、外為法等の関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐための内部規程。輸出者等が自ら定める組織の内部規程であり、自主管理を行うための“任意”的なものではあるが、経済産業省への届出制度(任意)があり、届け出た規程内容が適切な場

合は輸出管理内部規程受理票(CP受理票)が発行され、包括許可<sup>12</sup>が取得可能(「一般包括許可」は除く。)になるなどのメリットがある。

## (3) ITネットワークのセキュリティ強化

サプライチェーンリスク対策として、IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する全省庁申し合わせを決定。5G用周波数の割り当て方針においても、5G周波数割り当てに際して上記申し合わせへの留意を条件とすることを決定している。

## (4) 外国人の受け入れ審査の実施の検討

流出経路の多様化や、エマージング・基盤技術管理の必要性の高まりに鑑みると、「技術」に着目した貿易管理では、機微技術流出に対する十分な対応は困難である。米国では、研究開発予算について、研究開発区分(基礎研究、応用研究、開発)を定め、執行機関側が、プロジェクト組成段階において、該当する区分を判定し、情報公開の制限、外国人の関与の制限、輸出管理、情報システムの保護など、プロジェクトの内容に応じて必要な技術管理を実施している。

我が国においても、企業や大学等において、「研究開発等に携わる者」に着目した機微技術管理が必要と思われるが、企業・大学等の機微技術の開発等の主体において、機微技術管理の視点で外国人労働者・留学生の受け入れの可否を判断することは困難である。そこで、政府が実施する出入国管理において、機微技術管理の視点から適切に判断することが重要になるが、現状では、入管法の制度・運用には、機微技術管理の視点が明確に組み込まれておらず、外国人研究者・留学生が、大学や研究機関において、機微技術に自由にアクセスしている可能性がある。

## (5) 政府資金による研究成果の取扱い(ライセンシングポリシー、受託者における輸出管理に関する法令遵守の徹底)

産業技術力強化法に規定されている日本版バイ・ドール制度により、政府資金による研究開発から派生した特許権等の知的財産権は、国ではな

く開発者にその権利が帰属する。当該知的財産権の移転や専用実施権の設定については国の承認が必要となっているが、通常実施権については特段の制約はない。なお、特許権等そのものは公開されているが、開発者が第三者にライセンスする際には、それに付随して非公表ノウハウ等も提供する場合が想定されるため、こうした情報の第三者からの流出の可能性がある。特に第三者が外資系企業の場合など、第三者を経由し本国に技術流出するおそれに対処する必要がある<sup>13)</sup>。

#### (6) 中小企業の技術管理の強化に向けた取組

我が国の経済は、優れた技術を持つ多くの中小企業に支えられている一方、中小企業のグローバル化、海外展開の進展により、技術流出のリスクも増大している。このため、2019年から中小企業等アウトリーチ事業を開始し、①全国各地での説明会の開催、②輸出管理体制構築をサポートする専門アドバイザーの派遣を通じて、中小企業の技術管理を強化・推進している。

(7) 営業秘密管理のエンフォースメント強化や機微技術情報の非公開化(論文や学会、特許出願等の在り方<sup>14)</sup>)などの検討の必要性も指摘されている。

### 6. 大学・企業等に求められる取り組み

#### (1) 安全保障管理の必要性

米国等の外国企業や大学、研究機関と共同研究を積極的に進めるためには、相手国側の規制を踏まえたリスクマネジメント管理が求められる。同じ組織の中で、右手で米国の大学と、左手で中国企業との共同研究をしている日本の大企業や大学も少なくないが、上記のような国際秩序の変容により、そのような場合には組織内で両者の間にファイアーウォールを設けていないと、もはや米国の大学・企業との取引は困難といえる。管理体制が不十分な企業や大学・国研等は、先進的な連携活動から排除されるリスクを意識して、機微技術管理の国際動向を常にフォローする必要がある。

#### (2) 関連ガイドライン

【表2:(出典:外国企業連携GL・P8・表3)】

技術提供等の機会	具体例
留学生・外国人研究者の受入れ	<input type="radio"/> 実験装置の貸与に伴う提供 <input type="radio"/> 研究指導に伴う実験装置の改良、開発 <input type="radio"/> 技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供 <input type="radio"/> 電話や電子メールでの提供 <input type="radio"/> 授業、会議、打合せ <input type="radio"/> 研究指導、技能訓練等
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	<input type="radio"/> 実験装置の貸与に伴う提供 <input type="radio"/> 共同研究に伴う実験装置の改良、開発 <input type="radio"/> 技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供 <input type="radio"/> 電話や電子メールでの提供 <input type="radio"/> 会議、打合せ等
研究試料等の持出し、海外送付	<input type="radio"/> サンプル品の持ち出し、海外送付 <input type="radio"/> 自作の研究資機材を携行、海外送付等
外国からの研究者の訪問	<input type="radio"/> 研究施設の見学 <input type="radio"/> 工程説明、資料配付等
非公開の講演会・展示会	<input type="radio"/> 技術情報を口頭で提供 <input type="radio"/> 技術情報をパネルに展示等

「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—(中間とりまとめ)」(以下、「外国企業連携GL」)<sup>15</sup>では、大学・国研等で見受けられる「技術の提供」や「貨物の輸出」の機会を表2のようにまとめている。

なお、連携による研究成果を共同出願する場合、我が国の特許法では各共有者の同意なしには、共有の特許の第三者への実施許諾（通常実施権、専用実施権）、譲渡、質権の設定はできないが、他国では必ずしも各共有者の同意が必要とされていない場合がある。また、発明地が日本以外の場合、当該国を第1出願国としなければならない国があるなど、知的財産管理において大きな違いがあることに留意が必要である（外国企業連携GL12頁参照）。

そのほか、大学等に対する安保管理強化に向けた働きかけとして、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドランス（大学・研究機関用）」(平成29年10月)の普及と、「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」<sup>16</sup>(平成27年5月。最終改訂令和2年1月 経済産業省)や「法令遵守のポイント」<sup>17</sup>(令和2年1月 経済産業省 安全保障貿易検査官室)及び、管理水準向上に向けたツールの提供など、複層的なアプローチを通じて、大学における安全保障貿易管理に関する法令順守及び内部管理を強化することとされている。

## 7 終わりに

「統合イノベーション戦略2020」(2020年7月17日)においても、機微技術流出防止のため、特にアカデミアに関する対策についての記載を大幅に強化し、以下の点について検討が進められている。

- 研究成果の公開の在り方：政府資金による研究成果について、資金配分機関が、安全保障の観点から公開の在り方を判断する枠組みの検討
- 特許制度の在り方：イノベーション促進のため公開を原則とする特許制度について、機微技術流出防止の観点との両立が図られるよう、制度面も含め検討
- 外国資金の受入れの在り方

- 外国資金の受入状況等の情報開示を政府研究資金申請時の要件とし、虚偽申告等の場合は資金配分決定を取り消す等の枠組みの検討
  - 留学生・外国人研究者の受入れの在り方
  - 関係府省庁の連携による出入国管理やビザ発給の在り方の検討を含め、留学生等受入審査の強化に取り組む
  - 適切な輸出管理体制の構築
  - 研究開発等に携わる者の状況（他国企業と比較した相対的報酬レベル、退職時期等）を考慮した給与・報酬体系の見直し、機微技術の開発情報への適切なアクセス制限等
- 本稿が、中国をはじめとする外国との共同研究等の取組みにおける、リスク管理意識を高める一助となれば幸いである。

<sup>1</sup> <https://www.meti.go.jp/metilib/report/H29FY/000403.pdf>

<sup>2</sup> 以上について細川昌彦 日経ビジネス「中国が海外の先端技術を買いあさる「軍民融合」」参照。<https://business.nikkei.com/atcl/report/15/110879/120500764/>

同稿「例えば、日本からキーコンポーネントを中国に輸出して、これを中国で組み込んだ製品を第三国に輸出するケースを考えてみよう。中国での輸出審査の際に製品が機微かどうか判定するのに必要だとして、組み込んだ日本製キーコンポーネントの技術情報を要求される恐れもある。その結果、関連する中国企業にその技術情報が流出する可能性さえある。現に、かつて中国において別の法律の運用で、要求された企業秘密の技術情報が中国の競合他社に流出してしまった事例がある。法治国家では「法律の目的外使用」は禁止されるのが当たり前だが、そういう常識が通用しないのが中国だ。」「中国からの輸入においても問題がありそうだ。法案には現地査察の規定がある。日本において中国製品を使用したり、製品に組み込んだりしている生産現場に、中国当局が最終用途を確認するため現地確認をする権限を規定している。これは国際法上、主権の域外適用にも当たり、センシティブな問題を引き起こしかねない。生産現場に対して濫用されると、機微な技術情報も流出することも懸念される。」

<sup>3</sup> なお、韓国も総合半導体大国を目指し、税制、技術開発・人材育成支援、専用ファンド等、網羅的な支援を表明。重点分野への大幅な投資計画（投資分野に1兆4,900億ウォン、先導事業に3兆5,200億ウォン）を発表している。

<sup>4</sup> Jetroによる対策マニュアル[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2018/155b6354c9acea0ccn-report\\_1910\\_2.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/155b6354c9acea0ccn-report_1910_2.pdf)

サイバーセキュリティ法「第37条 重要情報インフラの運営者は、中華人民共和国国内での運営において収集及び発生した個人情報及び重要データを、中華人民共和国国内で保存しなければならない。業務の必要により、確かに国外に提供する必要がある場合は、国家インターネット情報部門が國務院の関係部門と共に制定した規則に従って安全評価を行わなければならぬ。法律、行政法規に別途規定がある場合は、それに従う。」同法は、国外企業であっても、中国国内においてインターネットを利用して事業を行っている場合には適用され、また一般の事業会社でも同法の「インターネット」を利用している場合には、「インターネット運営者」に該当するおそれがある。また、中国において収集したデータを中国国外のグループ企業と共有する場合（中国国外から当該データにアクセスすることを可能にする場合）には、たとえデータ自体を物理的に中国国外に移転しない場合であっても、データの国外移転規制に該当し得ることに注意が必要である。

<sup>5</sup> 国家安全法7条「いかなる組織及び個人も、法律に従って国家の情報活動に協力し、国の情報活動の秘密を守らなければならない。」

<sup>6</sup> 米国の投資管理制度はCFIUS (Committee on Foreign Investment in the United States：対米外国投資委員会。財務省が議長で、国家情報局等諜報機関、国防総省、国務省、商務省等の代表者からなる。) が審査を実施し、①大統領による取引の停止や禁止の権限（司法権が及ばない）をもち、②外国投資家はCFIUSと影響緩和合意（遵守される限り大統領権限を講じない）を締結することが可能である。

<sup>7</sup> 当該大統領権限が及ぶ範囲を、「①非支配的投資であって機微技術に関する投資、②非支配的投資であって重要インフラに関する投資、③非支配的投資であって米国民の機微な個人情報に関する投資及び④機微な施設近隣の不動産購入・リース」に拡大。特に①～③

については、取締役または役員会参加者への就任、これらの者の指名権、投資先会社の非公開技術情報へのアクセス、機微技術等に関する重要な意思決定への関与等に代表されるgovernance and information rightsを持つものとされた。

<sup>8</sup> 中国の衛星攻撃兵器開発による米国の衛星の捕獲・破壊、電磁波攻撃など、米国防総省は今後の主戦場を宇宙空間と捉えて2019年8月29日に米宇宙軍を創設しており、国防宇宙戦略（2020年6月17日）ではロシア、中国は「宇宙における米国の活動に対する最も深刻で差し迫った脅威」としている。

<sup>9</sup> 「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント」((The Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technologies)：地域の安定を損なう恐れのある通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の移転と蓄積の防止という新たな国際社会の課題に対応した輸出管理体制。協議が行われたオランダのワッセナー市にちなみ、呼ばれている。

安全保障貿易管理における機微技術とは、武器に限らず、民生品であっても大量破壊兵器等に転用できる物に関する技術で、国家又は国際安全保障に甚大な影響を与えるものをいうとされている。機微技術の規制対象は、ワッセナー・アレンジメント等の国際レジームで合意後、各国の法令等により定められている。

<sup>10</sup> [https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho\\_boeki/anzen\\_hosho/20191008\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/20191008_report.html)

<sup>11</sup> <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html> 許可申請・連絡先は、HPの「個別許可申請」または「包括輸出許可の申請方法・様式」から閲覧可。指定の窓口に、様式・添付書類等を準備したうえで申請・連絡。貨物とその仕向地、技術とその提供先及び包括輸出許可の「申請内容」により問い合わせの窓口が異なるので要確認。

<sup>12</sup> 包括許可制度：外為法等で許可が必要なリスト規制品を輸出等する場合、本来は個々の契約や輸出等に関して個別に当局の安全保障面からの審査を経て許可するが、輸出者自身がこうした審査機能を自主管理の下で担える場合には、個別許可の申請を行うことなく、一定の範囲について包括的に許可を受けることで、輸出等を行うことが可能となる制度。

「特別一般包括許可」の要件：■許可の要件：① 輸

出管理内部規程の整備 ②「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（C L）」による確認 ③輸出管理内部規程に基づいた内部審査の実績 ④実地の調査（法令遵守立入検査）⑤電子申請（平成31年4月1日申請分から適用）■有効期間：3年以内。更新可。

※輸出管理の実施状況に対する「法令遵守立入検査」が適宜実施される。■範囲：貨物・技術と仕向地で決まる。

包括許可条件の遵守（「一般包括」は①、②のみ）：

①輸出関連書類の原則7年間の保存 ②軍事用途・大量破壊兵器等の用途に関する失効・届出・報告 ③輸出管理内部規程（C P）の外為法等遵守事項を確実に実施 ④毎年7月にC Lを提出 ⑤C Pを変更した際には、1ヶ月以内に報告 ⑥軍や軍関係機関向け需要者に関する届出など。

立入検査：平成17年6月からの包括許可制度の実施（輸出管理内部規程の整備とその確実な実施）を受けて、適切な輸出管理の実行を確保するため、外為法第68条の規定に基づき「法令遵守立入検査」を実施。法令遵守立入検査は、違反の有無に関わらず包括許可保有者などに対して実施。法令遵守立入検査は、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の項目に従って、内部規程の整備状況及び実際の取り組み状況を検査。その他、外為法第68条の規定に基づく立入検査として、包括許可保有者以外の輸出者等に対する立入検査も実施することがある。

<sup>13</sup> なお、防衛省は、バイ・ドール制度を一部の事業で活用せず、知的財産の第三者への実施許諾や、知的財産以外の成果であっても第三者への開示について、事前に承認を要することとしている。

<sup>14</sup> 参考：櫻井孝「防衛技術の守り方」（日本の秘密特許）（発明推進協会）。かつて我が国にも「秘密特許」制度はあったが第二次世界大戦の敗戦を機に廃止された。現在、主要国の多くは国の安全保障の観点から何らかの秘密特許制度を有しており、日本は極めて稀な存在であるという。

<sup>15</sup> 府政科技164号令和元年6月21日内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）決定https://www8. cao.go.jp/cstp/openinnovation/procurement/guideline.pdf

<sup>16</sup> https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\_kakushin/innovation\_policy/ipmanagementguide

line\_2.pdf

<sup>17</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/setsumei\\_junshu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/setsumei_junshu.pdf)

一つづく一

㉗は8月26日付掲載

※次回は12月掲載予定